

「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて

平成 26 年 12 月
平成 29 年 4 月改訂
兵庫県教育委員会

1 「ヘイトスピーチ」について

特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆる「ヘイトスピーチ」として取り上げられるなど、外国人への差別意識を生じさせることにつながりかねない事案がある。【「平成 26 年版 人権教育・啓発白書」法務省・文部科学省】

2 国連における動き

(1) 自由権規約委員会

「ヘイトスピーチ」や「Japanese only」の表示など、外国人への差別をあおる行為が広がっているとして問題視している。差別される側が「刑法、民法で十分に保護されていない」と懸念を示し、その上で、「差別や暴力を誘う人種的優位や憎悪を助長するプロパガンダをすべて禁止すべきだ」と提言している。また、日本政府に対して、犯罪者を処罰するルールを整備するよう促した。【2014(平成 26)年 7 月 24 日 時事通信社「iJAMP」より引用】

(2) 人種差別撤廃委員会

街宣活動やインターネット上での人種差別をあおる行為に対する捜査や訴追が不十分だと指摘し、

- ① 街宣活動での差別行為への断固とした対応
- ② 「ヘイトスピーチ」に関わった個人や組織の訴追
- ③ 「ヘイトスピーチ」や憎悪を広めた政治家や公務員の処罰

などを日本政府に勧告した。【2014(平成 26)年 8 月 30 日 時事通信社「iJAMP」より引用】

【参考】

人種差別撤廃条約（1965 年国連総会で採択、1995 年日本加入）抜粋

<第 4 条>

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族別出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。
- (c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

※なお、(a) (b)について、憲法の保障する表現の自由など憲法上の問題を生じるおそれがあるため、憲法と抵触しない限度において、第 4 条の義務を履行する旨留保を付している。

【外務省】

3 国における動き

(1) 特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動に関する谷垣法務大臣発言

【2013(平成 25)年 5 月 10 日】

特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が見られるといった、いわゆる「ヘイトスピーチ」が議論になっており、その中には「殺せ」などといった過激な内容が含まれる場合もあるという報道がなされています。昨日の参議院法務委員会でも議論となり、私も答弁させていただいたのですが、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないもので、一人一人の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会を実現するという観点からは、甚だ残念なことでございます。

これまでも法務省の人権擁護機関では、外国人に対する差別の問題を含む人権問題について、様々な啓発活動を行ってきたところですが、最近では、このような外国人を排斥するような言動について報道されるなど、社会の関心を集めている状況がございますので、今後とも、こういった差別のない社会の実現に向けた啓発活動に一層積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、一人一人の人権が尊重される社会を実現していくために、我々がどのように考えていくのかということ国民の皆様においても見つめ直す機会にさせていただけたらと思っております。
【「平成26年版 人権教育・啓発白書」法務省・文部科学省】

(2) 「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような言動がいわゆる「ヘイトスピーチ」として社会的関心を集めています。こうした人々に不安感や嫌悪感を与える差別的言動は、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を生じさせることにつながりかねないものであることから、法務省の人権擁護機関としては、これまでも「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施してきたところです。

近時、この「ヘイトスピーチ」が、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、日本政府に対して「ヘイトスピーチ」への対処が勧告されています。

このような情勢の中、与党を始めとする各党において「ヘイトスピーチ」に関する議論が活発となり、国会の審議においても、総理大臣や法務大臣から、現行法の適切な適用による対処と同時に、「ヘイトスピーチ」に関する啓発の充実についての言及があったところです。

そこで、法務省の人権擁護機関としては、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、今後は、下記の活動内容により、こうした「ヘイトスピーチ」があってはならないということ、御理解いただきやすい形にした、より効果的な各種啓発・広報活動等に積極的に取り組んでまいります。

【活動内容】

- ①新聞広告による啓発（※1）
- ②ポスター・リーフレットによる啓発
- ③交通広告（駅構内広告）による啓発
- ④インターネット広告による啓発（※2）
- ⑤スポット映像による啓発（YouTubeで閲覧可）
- ⑥人権教室等の各種研修における啓発機会の充実
- ⑦相談窓口の周知広報の充実（「人権相談窓口」）

【2016(平成28)年 法務省人権擁護局】

※1 新聞広告（政府広報）【2015（平成27）年3月各紙に掲載】→



※2 インターネット広告（法務省ホームページより）

政府広報 | 法務省

『ヘイトスピーチ、許さない。』

- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。
- 違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

ご相談は ☎ 0570-003110

(3) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行
【2016(平成28)年6月3日公布・施行】

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附帯決議（衆議院法務委員会）

- 1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

4 県教育委員会の考え

人権擁護の観点から外国人等に対する偏見や差別の解消をめざした取組を進める必要がある。異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育に学校が取り組んでいる中であって、「ヘイトスピーチ」を街頭やインターネットで見聞きすることにより、判断力が十分備わっていない児童生徒が誤った理解や行動をする恐れがある。そうならないように、改めて、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と「多文化共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成することが重要である。

一人一人の教職員が、歴史的背景や社会的背景をはじめ、外国人についての認識を深めるとともに、教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていくことが求められる。

【参考】外国人児童生徒にかかわる教育指針【2000（平成12）年8月 県教委】抜粋

在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に在住する中国など東アジア諸国の人々に対する民族的偏見や差別がなお残存しており、近年、新たに在住するようになった中南米諸国などの人々に対する偏見や差別が生じている。これらの課題解決のため、児童生徒の発達段階を踏まえながら、在日韓国・朝鮮人や日本に在住する中国など東アジア諸国の人々にかかわる歴史的経緯や社会的背景をはじめ、外国人についての認識を深めさせることが必要である。

さらに、外国人にかかわる人権問題についての学習などを通して、偏見や差別の不当性についての認識を深めさせ、差別を積極的になくしていこうとする意欲や態度を身につけさせることが重要である。

また、学校においては、国籍や民族の「違い」を「違い」として認め合い、異なる文化や生活習慣、価値観を受容し尊重する共生の心を育成し、すべての児童生徒に自国の文化や歴史を尊重する態度を培うとともに、多様な文化を持った人々と共に生きていく異文化間コミュニケーション能力を育成するなど、外国人と豊かに共生していくための資質や技能を身につけさせることが重要である。



※法務省作成ポスター

【参考】学校において取り組んだ人権課題（平成 27 年度実績 人権教育課調査）

外国人	小学校		中学校		高等学校・中等教育学校		特別支援学校	
	637/756 校	84. 2%	250/345 校	72. 4%	104/148 校	70. 3%	11/46 校	23. 9%

【参考】本研修資料の活用状況（平成 27 年度実績 人権教育課調査）

校内研修資料「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて〔H26〕	小学校		中学校		高等学校・中等教育学校		特別支援学校	
	79/756 校	10. 4%	60/345 校	17. 4%	18/148 校	12. 2%	2/46 校	4. 3%

5 在日韓国・朝鮮人の歴史的背景

1910 年代当初、日本にいる朝鮮人は 800 人ほどでしたが、1910（明治 43）年の韓国併合によって急増し、1920（大正 9）年には約 3 万人、1930（昭和 5）年には約 30 万人、1940（昭和 15）年には約 120 万人、1945（昭和 20）年には 200 万人近くまで増えた。

その理由は、生活苦などから中国東北部や日本へ移住する人々が増えたこと、日本の労働力不足を補うために 1939（昭和 14）年ごろから朝鮮人の意志に反して強制的に連れてこられたことなどが考えられる。渡日した朝鮮人の多くは、炭鉱、港湾工事、道路敷設、ダム建設、鉄道工事などの産業に従事した。

第二次世界大戦終戦後から 1946（昭和 21）年にかけて、帰還希望の在日朝鮮人 140 万人が朝鮮半島に帰った。しかし、朝鮮半島での生活の基盤がすでに失われていたこと、日本で蓄えた財産の持ち帰りを禁止されたこと、さらに朝鮮が南北に分断され政情不安となっていたことなどの理由から、帰りたい気持ちはあっても帰れない人々も多くいた。

なお、特別永住者とは、1991（平成 3）年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格または当該資格を有する者で、1945（昭和 20）年以前から引き続き日本に居住している韓国・朝鮮人及び台湾人とその子孫のことをいう。1952（昭和 27）年の平和条約によって在日朝鮮人や台湾人は一律外国籍となったことから、こうした人々の永住を認めるための資格である。

【人権教育資料「きらめき」県教育委員会 2014（平成 26）年 3 月】

6 相談窓口

- 全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110
- 子どもの人権 110 番（神戸地方法務局） 0120-007-110
- 子ども多文化共生センター 0797-35-4537

7 参考資料

- 平成 28 年版人権教育・啓発白書
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken129.html>
- 外国人児童生徒にかかわる教育指針
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/gaikokujinsisin.html>

8 「ヘイトスピーチ」に係る裁判

◆ 学校法人京都朝鮮学園が設置・運営する学校に係る訴訟

学校法人京都朝鮮学園が設置・運営し、当時京都市にあった学校が、隣接する公園を無許可で使用していた。

特定の団体は、平成 21 年 12 月から 3 回に渡って、この朝鮮学校の近辺等で、拡声器を用いて在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定するなどの演説をし、教育業務を妨害した。この様子を撮影した映像をインターネットを通じて公開したことが不法行為に該当するとして、学校法人京都朝鮮学園がこの団体と関係者 9 人を相手取り、半径 200 メートルの範囲内において誹謗中傷するなどの演説やいわゆるシュプレヒコールの差止めと計 3,000 万円の損害賠償を求めた訴訟である。【大阪高等裁判所 裁判記録より】

【京都地裁の判決】

「特定の団体における一連の行動は在日朝鮮人に対する差別意識を訴える意図があり、人種差別撤廃条約に盛り込まれた『人種差別』に当たる」と、事実上「ヘイトスピーチ」だと認定した。「違法性があり、人種差別行為に対する保護及び救済措置となるよう（賠償額は）高額とせざるを得ない」と述べ、同範囲内の街宣禁止と約 1,226 万円の支払いを命じた。【2013（平成 25）年 10 月 7 日時事通信社「iJAMP」より引用 一部改編】

【大阪高裁の控訴審判決】

特定の団体の街宣や、その様子をインターネット上で映像公開したことについて「在日朝鮮人をわが国の社会から排斥すべきと公開の場で主張し、映像を拡散させて被害の再生産を可能とした」と批判し、「社会的な偏見や差別意識を増幅させる悪質な行為」と述べた。学校の半径 200m 以内の街宣禁止や約 1226 万円の支払いを命じた一審京都地裁判決を支持し、特定の団体側の控訴を棄却した。

【2014（平成 26）年 7 月 8 日時事通信社「iJAMP」より引用 一部改編】

【最高裁判所】

特定の団体側の上告を退け、一、二審判決が確定した。

【参考】特定の団体が、同和関係施設に行った「ヘイトスピーチ」の事例

◆ 水平社博物館に係る訴訟

奈良県御所市の水平社博物館は、平成 22 年 12 月 10 日から平成 23 年 3 月 27 日までの間、企画展「コリアと日本—韓国併合から 100 年」と題する企画展示を開催した。

特定の団体が、平成 23 年 1 月、水平社博物館前の道路上で、ハンドマイクを使用して、差別用語を含む演説をした。そして、この状況を自己の動画サイトに投稿し、広く市民が視聴できる状態においていたとして、1,000 万円の損害賠償を求めた訴訟である。

【奈良地方裁判所】

特定の団体の演説での文言が不当な差別用語であることは公知の事実であり、水平社博物館の設立目的及び活動状況、特定の団体の言動の時期及び場所等に鑑みれば、水平社博物館に対する名誉毀損に当たると認めるのが相当であるとし、150 万円の支払いを命じた。

【奈良地方裁判所 裁判記録より】

この資料は、教職員を対象にした研修資料であり、児童生徒への指導にあたっては、差別的表現を安易に使用し、差別を助長することのないよう留意願います。

「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて

1 ねらい

国連や日本国内の動きについて知るとともに、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を正しく理解し、自他に対する肯定的な態度と「多文化共生社会」の実現に向けて主体的に取り組む実践力を児童生徒一人一人に育成する人権教育の充実を図る。

2 進め方(参加体験型)

- (1) 「ヘイトスピーチ」に係る経験を各自で想起し、グループで話し合う。
- (2) 資料を読み、様々な立場の児童生徒に与える影響について各自で考え、グループで話し合う。
- (3) 児童生徒にどのような知識や態度を養っていくことが必要かを各自で考え、グループで話し合う。

3 留意点

- (1) 2(2)の「様々な立場の児童生徒」とは、日本人児童生徒だけでなく、外国籍や外国につながる児童生徒など、様々な背景のある児童生徒のことである。
- (2) このワークシートは、各校における教職員の実態や研修方法など様々であることから、必要に応じて活用する補助資料である。

4 展開例

- (1) 「ヘイトスピーチ」について、見聞きした経験や知っていることを話し合ひましょう。

- (2) 街頭やインターネット上などにおいて、「ヘイトスピーチ」を見聞きした様々な立場の児童生徒に与える影響について考えましょう。

- (3) 学校における人権教育を通して、児童生徒にどのような意識や態度を養っていくことが必要かを考えましょう。